

広島県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

令和四年十二月二十二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

令和元年広島県選挙管理委員会告示第八十三号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、令和元年五月二十日提出の「岸田文雄後援会」の平成三十年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理 年 月 日
岸田文雄後援会	2 支出総額 35,872,468 4 支出の内訳 政治活動費 8,871,210 組織活動費 2,407,410	2 支出総額 35,887,248 4 支出の内訳 政治活動費 8,885,990 組織活動費 2,422,190	令和四年 一 月二〇日